

科学技術関係予算の新たな集計方法について

1. 30 年度概算要求額の集計について

(1) 基本的考え方

科学技術関係予算については、これまで科学技術関係予算の定義(※)に基づき、各省の判断で科学技術関係予算にかかる事項、金額を登録してきており、①登録内容にバラツキが存在、②内容の把握が困難、③科学技術関係予算への該当性に関する関係府省の調整が困難、といった課題が存在。

これら課題を解決するため、内閣府では新たに以下の考え方にに基づき、30 年度概算要求について暫定的な金額を集計。

- 1) 公表資料である行政事業レビューシート（以下「レビューシート」）等を用いて集計（レビューシート対象外経費等については別途検討）。
- 2) 予算事業（レビューシート）について、①主な行為・内容、②アウトカム（に含まれるもの）に着目し、科学技術イノベーション推進の観点から予算事業（レビューシート）の分類を設定（国際的な基準や基本計画等の内容を踏まえて設定）。（⇒ 別紙 1）
- 3) すべての予算事業（レビューシート）について、「事業名」、「事業の目的」、「事業概要」の記載内容を基に、上記分類を割り振り（複数の事業が含まれるレビューシートには、複数の分類を割り振る）。（⇒ 別紙 2）
- 4) 科学技術関係予算に関するこれまでの整理を変更しないとの方針の下、科学技術関係予算に含まれる分類を定め、当該分類に係る金額を集計。

※科学技術振興費（一般会計予算のうち、主として歳出の目的が科学技術の振興にある経費）の他、国立大学の運営費交付金・私学助成等のうち科学技術関係、科学技術を用いた新たな事業化の取組、新技術の実社会での実証試験、既存技術の実社会での普及促進の取組等に必要な経費

(2) 科学技術関係予算の範囲等

30年度概算要求額の集計に当たり、内閣府は以下のとおり科学技術関係予算の範囲を定め、暫定的な金額を集計。

- 1) 科学技術関係予算の中核たる研究開発や実用化・事業化等に該当する分類を中心に、それらの基盤となる取組やイノベーションにつながる取組について、該当する分類をグルーピング（カテゴリー化）。
- 2) 科学技術関係予算に関するこれまでの整理を変更しないとの方針の下、上記カテゴリーを念頭に、
 - A) 主な行為・内容が
 - ①研究開発等、
 - ②実用化・事業化等、
 - ③①②の基盤となる情報や基準等の整備等 であるもの、又は(and/or)
 - B) 事業のアウトカム（に含まれるもの）が
 - ①研究開発の推進、
 - ②実用化・事業化等の推進、
 - ③（施策の実施者にとって）これまで十分に用いたことがない科学技術が新たに活用されている取組であるものを科学技術関係予算に含まれる分類と設定。（⇒ 別紙3）
- 3) 複数の事業が含まれていることから複数分類を割り振られた予算事業（レビューシート）等については、科学技術関係予算に該当する部分の金額を抽出。
- 4) 事業のアウトカム（に含まれるもの）が
 - a) 「（施策の実施者にとって）これまで十分に用いたことがない手法（科学技術を除く）が新たに活用されている取組」
 - b) 「（施策の実施者にとって）既知かつこれまでも用いたことがある科学技術が活用されている取組」 について、
 - a) は、科学技術を活用するものではないため、内閣府の事務の対象とすることは困難であること（内閣府設置法上、内閣府の所掌外）、
 - b) は、どこまでを「既知かつこれまでも用いたことがある科学技術」とすべきかについての線引きが困難であることから、これらは科学技術関係予算の範囲に含めないこととする。

2. 論点

(1) 今後の科学技術イノベーション政策の在り方について

今般、科学技術関係予算の範囲については、上記のとおり設定したところであり、当該範囲は、内閣府で扱う科学技術イノベーション政策の範囲を示したものともいえる。

しかしながら、今回科学技術関係予算の対象外となった事業についても、第5期科学技術基本計画で掲げた Society 5.0 の実現に向けた取組を進めるに当たっては、以下のとおり内閣府の扱う科学技術イノベーション政策の範囲や在り方を検討していく中で、今後その扱いについて別途検討していくべきではないか。

- 1) 事業のアウトカム（に含まれるもの）が
 - a) 「（施策の実施者にとって）これまで十分に用いたことがない手法（科学技術を除く）が新たに活用されている取組」
 - b) 「（施策の実施者にとって）既知かつこれまでも用いたことがある科学技術が活用されている取組」については、今般、科学技術関係予算の範囲に含めないこととしたところ。

- 2) しかしながら、これらの取組は、新たな価値やサービス等の創出、研究開発の取組の成果を社会に広く行き渡らせていく上で、意義のある事業である。
このため、今後、第5期基本計画で掲げた Society 5.0 の実現に向けた科学技術イノベーション政策の在り方を検討する中で、これらカテゴリーの分類に該当する予算事業（レビューシート）について、（「科学技術予算」とは別の）いわば「イノベーション予算」として位置付けるべきかどうか、来年度に向けた課題として別途検討を行うこととする。

(2) 国立大学法人運営費交付金等について

科学技術関係予算に計上される国立大学法人運営費交付金は、従来、科学技術関係予算の 1/3 近くを占めており、運営費交付金のどれだけを科学技術関係予算に計上するかは、科学技術関係予算の総額に大きな影響を与えることになる。

大学は研究だけでなく、教育等も行う場であることから、国立大学法人運営費交付金をはじめとする大学関連予算については、必ずしもその全額ではなく、一定の考え方に基づき設定した係数を乗じるなどして科学技術関係に該当する金額を抽出してきたところである。(⇒ 別紙4)

しかしながら、エビデンスに基づく政策立案を推進するには、より合理的な根拠や方法 (国際的な基準への準拠など)により科学技術関係に対応する部分を抽出することが必要である。このため、国立大学法人運営費交付金をはじめとする大学関係予算については、以下のとおり科学技術関係予算に計上する金額を算出することを検討していくべきではないか。

1) すべての予算事業(レビューシート)に分類を割り振るとの今般の方針の下、国立大学法人運営費交付金についても、その事業の中身に着目し、複数の分類を割り振ることで科学技術関係予算に計上する金額を抽出することとする。

具体的には、国立大学法人運営費交付金のうち、

- ・ 研究に対応する部分
- ・ 教育のうち大学院に対応する部分

を抽出して科学技術関係予算に計上することを検討する。

その際、国際的な基準に準拠するなど合理的な根拠・方法に基づき当該金額を抽出するものとする。(⇒ 別紙5)

2) 私学助成等の大学関連予算についても、国立大学法人運営費交付金と同じ考え方により科学技術関係予算に計上する金額を抽出することを検討する。

また、大学の施設整備費等についても、研究と教育等の割合を勘案するなど合理的な根拠・方法に基づき、科学技術関係予算に計上する金額を算出することを検討する。

(3) 透明性の確保等

科学技術関係予算の透明性を確保し、エビデンスに基づく政策立案の PDCA サイクルを確立するため、科学技術関係予算の集計に当たっては、以下によることとしてはどうか。

- 1) 全ての予算事業(レビューシート)について、割り振られた分類を公表する。
科学技術関係予算に該当しない予算事業についても、科学技術関係予算に該当しないことの説明性・透明性を確保する観点から当該予算事業(レビューシート)の分類を公表するものとする。
- 2) 分類の割振りは、レビューシート(又は科学技術関係予算集計に際しての公表資料)の内容によるものとする(公表資料で説明できるものとする)。
- 3) 集計方法の変更に当たっては、従来方法との違いについて、内閣府は対外的に十分に説明するものとする。
具体的には、従来科学技術関係予算に入っていなかったもので新たに科学技術関係予算に含めることとなったもの、従来科学技術関係予算に入っていたが今後は科学技術関係予算に含めないこととするものを明らかにするとともに、平成 30 年度政府予算案編成時には、従来の方法による集計値を参考値として、新たな集計方法によるものと併せ公表する。
- 4) 科学技術関係予算の中身を把握した上で第 6 期に向けた検討を行うため、また第 5 期においてエビデンスに基づく政策立案の PDCA サイクルを回すため、30 年度(2018 年度)から行政事業レビューシートを用いた集計を開始する。(⇒ 別紙 6)